

令和2年第4回 国東市議会臨時会 提出議案

議案 第73号	令和2年度国東市一般会計補正予算(第6号)	P 1
議案 第74号	国東市職員の給与に関する条例及び国東市特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例の一部改正について	P 2
議案 第75号	工事請負変更契約の締結について	P 3

議案 3件

計 3件

議案第 73 号

令和 2 年度国東市一般会計補正予算(第 6 号)

令和 2 年度国東市一般会計補正予算(第 6 号)を別紙のとおり定める。

令和 2 年 11 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第74号

国東市職員の給与に関する条例及び国東市特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例の一部改正について

国東市職員の給与に関する条例及び国東市特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出

国東市長 三河明史

国東市職員の給与に関する条例及び国東市特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例の一部を改正する条例

(国東市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 国東市職員の給与に関する条例(平成18年国東市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 国東市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(国東市特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例の一部改正)

第3条 国東市特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例(平成18年国東市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 国東市特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由 人事院勧告及び大分県人事委員会勧告を考慮し、職員の期末手当及び常勤の特別職の期末手当を改正するにあたり、関係条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 75 号

工事請負変更契約の締結について

次のように工事請負変更契約を締結することについて、国東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年国東市条例第 63 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 令和元年度 国東市光ケーブル化緊急対策事業
安岐工区整備工事 |
| 2 変更請負金額 | 8 2 2, 7 9 8, 9 0 0 円 |
| 3 今回変更による増額 | 3 2, 4 1 1, 5 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 住 所 福岡県福岡市博多区千代二丁目
1 5 番 1 2 号
企 業 名 日本コムシス株式会社 九州支店
代表者氏名 高橋 政樹 |

提案理由 令和元年度 国東市光ケーブル化緊急対策事業 安岐工区整備工事の
工事内容に変更が生じたため、工事内容の変更を行い、それに伴う工事費
増額の変更契約を行う必要があるため提出する。